

IV 女性相談支援センター

婦 人 相 談 所
配偶者暴力相談支援センター

女性相談支援センター

1 女性相談支援センターの業務

女性相談支援センターは、売春防止法第34条の規定により設置された「婦人相談所」の業務に加えて、平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)による「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行っている。

業務内容としては、売春に係わる要保護女性に対する転落未然防止と保護更生を目的とした支援や、配偶者からの暴力被害者に対する保護支援等を中心に、さまざまな問題を有する女性に幅広く対応するための相談、一時保護を行う他、必要に応じて女性保護施設への入所措置も行う等、関係機関との連携のもと、女性の保護と自立のための援助支援を実施している。

2 相談の内容

相談内容については、次のように区分されている。

相談区分		相談内容	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	ドメスティック・バイオレンス(夫や内縁関係の夫等による身体的・精神的・性的暴力)
		薬物中毒・酒乱	アルコール、覚せい剤、シンナー等の依存や中毒
		離婚問題	夫婦不和が原因の離婚の方法や離婚後の生活に関する知識や情報
		その他	夫の家出、ギャンブル、借金、精神障害等
	子ども	子どもからの暴力	思春期の家庭内暴力や成人に達した子ども(いわゆる婿、嫁を含む)からの親への暴力
		養育困難	子どもの養育が困難な状況等
		その他	子どもに関するその他の問題
	親族	親の暴力	親からの身体的・精神的・性的暴力
		その他の親族からの暴力	兄弟やその他の親族からの身体的・精神的暴力
		その他	その他の親族関係に関する問題
	交際相手	交際相手からの暴力	異性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		同性の交際相手からの暴力	同性間の交際相手による身体的・精神的又は性的な暴力
		その他	元交際相手、知人等による身体的・精神的又は性的な暴力
		その他の者からの暴力	家族以外の者からの暴力
		男女問題	恋愛のもつれ等、性的いやがらせ
		ストーカー被害	ストーカー行為の被害
		家庭不和	家庭内における夫婦の性格の不一致、不仲、別居、舅姑との不和等
		その他	その他の人間関係の問題
	経済問題	生活困窮	住み込み就労の解雇、家賃滞納によるアパートの立ち退き等による生活困難
サラ金・借金		借金・サラ金・ヤミ金・多重債務等の金銭問題	
求職		就労、就職に関する諸問題	
その他		その他の経済問題	
医療関係	病気	身体的・精神的疾患や性感染症等に関する問題	
	精神的問題	情緒的な未熟さや不安定さ、性格行動の偏りによる不適応問題	
	妊娠・出産	妊娠、出産に関するトラブルや子の認知の問題	
	その他	その他の医療に関する問題	

相談区分	相談内容
住居問題	公営住宅への入居相談、家主からの立ち退き要求等
帰住先なし	家出、ホームレス、退院先なし等
不純異性交遊	年少者の性的非行、異性関係の問題等
売春強要	親、夫、雇い主からの売春の強要
ヒモ・暴力団関係者	ヒモ・暴力団等による売春、覚せい剤投与などの束縛
5条違反	売春防止法5条違反による、警察、地方検察庁等からの送致
人身取引	搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)を目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること、対象者を支配する者などに対する金銭の授受等の手段を用いて、人の獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、收受(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)第3条の定義による。)

3 相談のしくみ

(1) 相談

来所による面接相談を中心としているが、必要に応じて訪問面接や他機関紹介等を行っている。
また、専用電話による電話だけの相談も行っている。

(2) 判定

心身に障害の疑いのある場合で、本人の更生のために必要と認められる時、医学的・心理学的判定を行っている。

(3) 継続指導

問題が複雑な場合で、本人が希望する場合には指導を継続し、問題解決に向けての支援を行っている。

(4) 一時保護

夫等の暴力に耐えかねて家出をした、また、家庭紛争等で家を出たが、居所に困っている等保護を必要とする認められるものについて、一時保護(同伴児を含む)を行っている。

なお、一時保護中、家庭裁判所・職業安定所・福祉事務所等関係機関と連携を保ちながら、自立に向けての家庭調整、健康管理、就労援助等の支援を行っている。

(5) 女性保護施設への入所措置

一時保護所入所者で、長期にわたって生活指導等を行う必要があると認められた場合に、本人の申請により、女性保護施設へ措置を行っている。

(6) 広報活動

社会環境浄化、配偶者等からの暴力の防止や、保護更生・自立援助等、女性相談支援センターが行っている女性保護事業について一般県民の理解と密接な協力が得られるように、関係機関等との連絡協議や、パンフレットの配布を行っている。

(7) 女性相談員

要保護女子の発見に努め、指導・援助、調査、訪問指導、他機関との連絡調整等の職務を行うため、女性相談員が次のとおり配置されている。

県 3人(石川県女性相談支援センター内)

4 管内の状況

(人口、世帯:平成27年4月1日現在)

市町名		人口(人)	世帯(世帯)	相談件数(件)
金沢市		464,383	200,040	258
七尾市		54,158	20,754	20
小松市		106,742	38,701	20
輪島市		26,983	10,990	3
珠洲市		14,571	5,995	1
加賀市		67,528	25,538	26
羽咋市		21,820	8,157	2
かほく市		34,177	11,656	13
白山市		109,034	38,453	52
能美市		48,885	16,913	15
野々市市		56,020	25,496	29
能美郡	川北町	6,322	1,862	0
河北郡	津幡町	36,918	12,645	30
	内灘町	26,875	10,367	9
羽咋郡	志賀町	20,469	7,745	1
	宝達志水町	13,175	4,490	0
鹿島郡	中能登町	17,641	6,201	4
鳳珠郡	穴水町	8,658	3,438	1
	能登町	17,307	7,020	1
管外				18
居所不明				2
計		1,151,666	456,461	505

5 相談の状況

(1) 相談受付状況

① 概況(平成26年度)

平成26年度の女性相談支援センターの来所による受付件数は、505件、DVホットラインの相談件数は1,000件であった。

相談受付状況の年度別推移 (単位:件)

区分 年度	来所相談	電話相談
		DVホットライン
平成21年度	541	1,186
22年度	473	959
23年度	559	740
24年度	537	1,040
25年度	534	1,131
26年度	505	1,000

② 内容別来所相談受付状況（平成26年度）

来所相談の内容別受付状況を見ると、人間関係の問題についての相談が多い。特に、夫等の暴力を主訴としたドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談が69.7%と半分以上を占めている。

(単位：件)

相談内容		新規	再来所	合計	構成比%	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	102	250	352	69.7
		薬物中毒・酒乱	0	0	0	0
		離婚問題	14	17	31	6.1
		その他	6	6	12	2.3
	子ども	子どもからの暴力	3	1	4	0.8
		養育困難	0	1	1	0.2
		その他	6	4	10	2.0
	親族	親の暴力	1	0	1	0.2
		その他の親族からの暴力	3	6	9	1.8
		その他	0	4	4	0.8
	交際相手	交際相手からの暴力	5	4	9	1.8
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	その他の者からの暴力	2	0	2	0.4	
	男女問題	1	1	2	0.4	
	ストーカー被害	6	5	11	2.2	
	家庭不和	3	4	7	1.4	
	その他	3	2	5	1.0	
	経済問題	生活困窮	1	3	4	0.8
サラ金・借金		0	1	1	0.2	
求職		0	1	1	0.2	
その他		0	2	2	0.4	
医療関係	病気	3	14	17	3.3	
	精神的問題	0	7	7	1.4	
	妊娠・出産	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
住居問題	1	2	3	0.6		
帰住先なし	2	8	10	2.0		
不純異性交遊	0	0	0	0		
売春強要	0	0	0	0		
ヒモ・暴力団関係者	0	0	0	0		
5条違反	0	0	0	0		
人身取引	0	0	0	0		
計		162	343	505	100.0	